

県立高等学校みらいのあり方検討委員会の議論に向けて

第3回以降のみらい委員会において、以下の点を共通認識としたうえで、各論について協議することにいたしたい。

1. 県立高等学校活性化計画と三重県教育ビジョンの考え方

本県では、「県立高等学校活性化計画」(計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間。以下、「計画」という。)を策定し、県立高等学校の活性化に取り組んでおり、計画では、県立高等学校活性化の基本的な考え方を以下のように定めています。

< 県立高等学校活性化の基本的な考え方 (県立高等学校活性化計画) >

(1) 新しい時代を生き抜いていく力の育成

教育活動全体を通じて、主体的・対話的で深い学びへの転換を進めることで、知識や技能の習得に加え、それらを活用する力を育むとともに、「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」(自立する力)や「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」(共生する力)など、これからの時代を生き抜いていく力を育成する。

社会が急速に変化し、将来の予測が難しい社会にあって、高い志を持って未来を創り出していくために必要な資質や能力を育む教育を推進する。

さまざまな価値観や背景を持つ人々と協力しながら課題を解決するために必要となるコミュニケーション能力を育成する。

三重のもつ特徴を発展させ、未来に継承する人材を育成するための教育を進める。

(2) 生命を大切にすることを育み一人ひとりに応じた教育の実現

学校教育全体において、自他の生命を尊重する心や思いやりの心、規範意識などを育む教育に取り組む。また、一人ひとりの存在や思いが大切にされ、多様性を認め合う学校づくりを進める。

いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期解決に努めるとともに、不登校の状況にある生徒へ適切な支援を行うなど、安心して学校生活を送れるよう取り組む。

義務教育段階の学び直しが必要な生徒、日本語指導が必要な生徒、特別な支援を必要とする生徒、経済的に不利な環境にある生徒などへの適切な支援を行うため、教育環境の整備、教育内容・指導方法の工夫改善等に取り組み、生徒一人ひとりの自己実現や進路実現に努める。

(3) 人口減少社会における高等学校のあり方

人口減少が進行し生徒数の減少が予測されるなかで、これからの社会を担う人づくりの視点を重視し、教育内容等の改善や充実に努める。

生徒数の減少が進む時代において、これまで以上に生徒一人ひとりの学習ニーズに応えるなど学校の魅力を高めることで、生徒や保護者から「選ばれる高等学校」を目指す。

地方創生の取組が進むなか、高等学校は「地域でどのような役割を担い地域に貢献するか」という視点で、地域や産業界は「子どもたちのために学校とともに取り組む」という視点で相互が協力して学校の活性化を図る。

高等学校の規模や配置、学科のあり方については、各学校が活力ある教育活動を実践し生徒の社会性を育む場であることを維持する視点と、地域や産業の担い手を育成し、若者が地域に定着する視点との両面から検討し、地域の状況や高等学校の果たす役割、学校の特色等に配慮

しつつ、総合的に考えていく。

(4) 学校の組織力と教職員の資質の向上

全教職員が学校マネジメントの考え方のもと、学校運営の継続的な改善活動に取り組む。

新しい時代に必要となる力の育成や多様なニーズに対応した教育を進めるため、学びの質や深まりを重視した授業改善や生徒一人ひとりのニーズに応じた的確な指導ができる専門性の向上を図るなど、教職員の資質・能力を高める取組を進める。

教育活動全体を通じて、学校の教育目標を実現するため、教科横断的な視点から教育活動の改善を行うカリキュラム・マネジメントの考え方を重視した改善を進め、学校の組織力の向上を図る。

また、これからの三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組を示した、令和2年度から4年間の三重県の教育の指針として「三重県教育ビジョン」を策定しました。三重県教育ビジョンでは、以下の三つを教育施策の柱として示しています。

<教育ビジョンに込める想い(三重県教育ビジョン)>

(1) 誰一人取り残さない教育の推進

家庭の経済状況や障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子どもたちが意欲的に学ぶことができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援をとおして、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現できるようにしていくことが必要です。

今後も、より複雑化・多様化するさまざまな課題にも的確に対応し、全ての子どもたちが安心して学びに向かい、夢や希望を実現していけるよう取り組んでいきます。

(2) 子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

一人ひとりの子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることで、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者に対する理解や思いやり・優しさを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまなことに積極的に挑戦し、他者とつながり、協働しながら困難な課題を乗り越えていける力を育ていけるよう取り組んでいきます。

超スマート社会の実現、人生100年時代の到来に伴い社会や生活の有り様が大きく転換する時代を迎えつつある中、こうした時代を生きていく子どもたち一人ひとりに、持続可能で多様性と包摂力のある社会、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会を実現し、豊かな未来を創っていく力を育ていく必要があります。

(3) オール三重による教育の推進

子どもたちの成長を支え、複雑化・多様化している教育的課題に対応していくためには、学校や行政のみならず、全ての県民力を教育へ結集し、社会総がかりで本県教育の推進に取り組んでいくことが不可欠です。

行政・学校・教職員は、高い志と使命感を持って子どもたちと向き合い、家庭・地域等との連携・協力に取り組むとともに、こうした連携・協働の基盤となる県民の皆さんから信頼される学校づくりに向け、教職員一人ひとりの資質向上やコンプライアンス意識の確立に取り組めます。

2. 新学習指導要領と中央教育審議会における考え方

平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領では、これまでにはなかった前文が設けられました。教育基本法の理念等を実施していく上の考え方が提示されています。

< 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示） 前文 >

教育は、教育基本法第 1 条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第 2 条に掲げる次の目標を達成するように行わなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するの

が、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。
教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが

ら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。
学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしなが

ら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。
生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等学校卒業以降の教育や職業、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに高等学校学習指導要領を定める。

また、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に設置されている「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」の審議まとめ（令和2年11月13日）では、その意義を以下のように示しています。

<新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ：令和2年11月13日）
～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～> （抜粋）
本審議まとめは、我が国の高等学校教育の有する意義や役割について改めて整理した上で、「非連続的」ともいえるほどに急激に変化する社会経済の中で、生徒一人一人が自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることを後押しするために、「生徒を主語にした」高等学校教育を実現するべく、全ての高等学校における特色・魅力ある教育の実現に向けた方向性を示すものである。

3. 三重の高校教育に係る課題認識

以上示した本県の考え方及び国の動向に加え、第1回・第2回のみらい委員会での協議を踏まえ、本県の高校教育に係る課題認識を以下のとおり整理しました。

（1）新たな時代に対応した教育への変革

産業構造や社会システムが急激に変化している現代においては、実社会において求められる能力は一義的ではないことから、特定の分野だけではなく様々な分野に関する知識及び技能を習得することに加えて、それらを統合し活用する力や、新たなことを学び挑戦する意欲を育むことが不可欠です。

本委員会においても、「知識を持っているだけではなく使うということを体験的に学ぶことが大切」「挑戦し成功や失敗を経験する中で力を身につけることが必要」等これからの時代における高等学校における学びのあり方について、様々な角度からご意見をいただいています。

各高等学校においては、生徒一人ひとりにこれらの力を育むことができるよう、実社会を意識した学びや、自分で立てた課題の解決に向けた活動を行う学びなど指導方法の工夫・改善を進めていく必要があります。

（2）多様化する生徒の現状

義務教育段階の学び直しが必要な生徒、日本語指導が必要な生徒、発達障がい等特別な支援を必要とする生徒、経済的理由から修学が困難な生徒、不登校の状況にある生徒等、これらの教育的ニーズは多様化・複雑化しています。

また、高校生全体にみられる傾向の一つとして中学校段階と比べて学習意欲が低下していることが指摘されているとともに、本県においても授業時間以外の学習を全く行わない生徒が一定数存在するなどの現状がみられます。

こうした中で、生徒の学習意欲を高め、主体的に学びに向かえるように支援するとともに、生徒一人ひとりの可能性を伸ばしていくための方策が求められています。

(3) 中学校卒業生数の減少

本県の中学校卒業生数は、平成元年3月の約3万人から令和2年3月には約16,500人へとおよそ半減しており、令和8年3月までに更に約1千人の減少が見込まれています。一方で、全日制課程を置く県立高校の設置数は平成元年度の62校(含分校)から、令和元年度には54校(含分校)となり、1校あたりの平均学級数が7.82学級から5.43学級に減少し、各校の小規模化が進んでいます。こうしたことから、高校での多様な学科の編成や部活動、学校行事に影響を及ぼしており、教育機会の確保と質の保証に向けた対策が必要となっています。

(4) 教職員の資質の向上

新しい学習指導要領や学校現場における複雑化・多様化する課題等に的確に対応していくため、教職員一人ひとりの資質の向上及び高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・確保が必要となっています。

また、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、教職員の時間外労働を月45時間、年360時間を上限とすること等を内容とする国の指針が定められ、限られた時間の中で授業の改善や生徒と向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動ができる状況をつくりだすことが求められています。

今後、これら2つの要素を実現していくためには、「生徒の学び方改革」と「教職員の働き方改革」の双方を両輪で進めていくことが必要です。

4. 県立高等学校みらいのあり方検討委員会での各論の協議にあたって

本委員会では、これからの三重の高校教育のあり方を検討するにあたり、学校やPTA、教育委員会などの学校関係者だけではなく、様々な立場で活躍されている方々から、これまでの経験をもとにしたご意見を伺いながら、既存の高校教育の枠にとらわれない幅広く多様な観点・角度から調査し考察していくこととしています。

よって本委員会では、必ずしも「具体的な取組内容」そのものについて結論を出すことを目標とするのではなく、「県立高校でこんなことができたら...」「こんな県立高校があったら...」というような視点から、「取組の方向性」や「課題・問題点」について幅広く議論し、新たな方策やアイデア・気づきをいただきたいと考えています。

お出しいただいたご意見は集約し、来年度の次期県立高等学校活性化計画策定における審議の参考とします。